甲陽軍鑑

三之四

内閣文庫
和書
類 三二五〇四
號 一九
冊 三三一
函 一一
架

内閣文庫
和書
類 三二五〇四
號 一九
冊 一七〇
函 二〇
架
(三 本)

共十九

内閣文庫
番號 和 32504
冊數 19 (3)
函號 179 224

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

甲陽軍鑑命期巻　弘治十一　巻第二

地過ちの大将の事　付駿河今川家の山中勢の事

武田氏亡び北条氏破る大将は人間なれば第一番に馬嫁ぎの大将第二番に利根色なる大将第三番に病ある大将第四番に仕合ある色なる大将なれども成先第一に馬嫁ぎの大将と成さるべし　二番に利根色なる大将と成さるべし　三番に病ある大将と成さるべし　四番に仕合ある色なる大将と成さるべし　武田氏滅亡の時の大将は忘れ難き山見沢月見沢見沢の夕辛田氏ならびに又八郎信繁

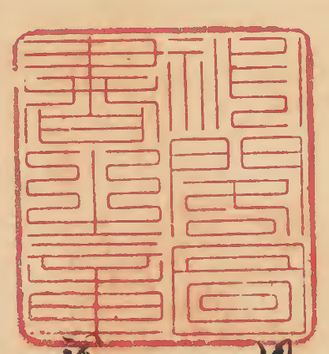

[illegible]武蔵守兵法馬術砲術ハ[illegible]
[illegible]道ハ[illegible]
結城何左衛門尉[illegible]
[illegible]
[illegible]官品ハ大和守兵法[illegible]
[illegible]参者也参ハ[illegible]道理[illegible]
[illegible]
[illegible]道[illegible]
[illegible]官[illegible]

[illegible]
[illegible]大将ハ分別[illegible]
[illegible]道理異[illegible]
[illegible]駑[illegible]両の撰抄[illegible]
[illegible]人[illegible]参[illegible]
[illegible]辨[illegible]
[illegible]入[illegible]辨[illegible]
[illegible]人と狸薄[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ハ有無[illegible]ス[illegible]ハ[illegible]瞋も馬嫁人將[illegible]
馬嫁[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ス[illegible]代[illegible]ハ[illegible]
共面阿乃出頭人[illegible]ハ[illegible]
[illegible]出[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
不賢[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
身[illegible]
乃[illegible]ハ[illegible]

虛[illegible]ハ[illegible]人戲也[illegible]馬嫁[illegible]ハ[illegible]
出頭[illegible]石戲也虛ハ必[illegible]
一切[illegible]ハ[illegible]
馬[illegible]ハ
[illegible]
[illegible]
遊人[illegible]
[illegible]
頭人[illegible]ハ必出
[illegible]
[illegible]
[illegible]

半鐘ハ八人の兵也中ゟ出て後来
代国ゟ有さ喰ゟ家ハ紙法を大切
ゟ申ゟ以ゟ西ゟ仲人家中ゟ法
ゟ公ハ人迷惑ゟ人ゟ道理を朱
ゟ待て指の赤ゟ事に行人ゟ其ゟ心
十年ゟ五組の家中ゟ大方家のゟ
ゟ申ゟ利益ゟ賢人ゟ
分別ゟ家ゟ主家ゟ悪の間ゟ世の法ゟ
いけと好ゟ人ハ家のゟ出ゟ
て也ゟ我ゟ中ゟ家中ゟ為ゟ行ハ

扨又不賢ハ有ゟ者作法ゟ云ゟて可有
足何ゟ家ゟ程薄ゟ誉ゟ者ハ世ゟ別ゟ
義理ゟ者ゟ余ハ行ゟ紙法ゟ
教ゟ者ゟ酒ゟ酔ゟ者ゟ法ゟ
ゟ出ゟ始ゟ有ゟ者ゟ利得ゟ
仕ゟ行ゟ者ゟ有ゟ人ハ
別ゟ者ゟ我ゟ行ゟ法ゟ
待ゟ人ゟ古ゟ家ゟ者ゟ
九人ゟ者ゟ有ゟ者ゟ
多ゟ也ゟ者ゟ君ゟ家風ゟ

逆形なるあれこそ結合なれと是ハ欲と起
て乃事也大小なる人間と成る欲のなさ
一人も有間敷但和欲ハ義ハ和欲義
都乃義侍なるものハ志ハ乃志なるて
あるすなる家なる君のそなる政のあさ
なるん定なる馬嫁形る大将ハ慢気あと
わる間の善くあるきくなるきくなる事
なるなるなる共間利なるハ人なる当なる
異合秋技勝ハ者なる面所業致ある人乃なさ
なるんなる異合事なるあるさ佛經曰人如面

命なる同なるある間ハ必なる又なる如なるん法ハなるは新
鋭なる成面なる事都有間なるなるハ庭なる事なるる
なるなるへなるなる異合也面所業致乃なる
人なるなる一なるなるハ成なるいんなる不賢形る人
ハ分別形る分別なるれハ義形る事義形る遠
事れなる異成なるなる主君乃為なる思なる形る
意地なる形る意地なる事なるなる馬嫁なる
なる大なるへ安穏間なるなる皆なるなる間なるす
成顕顔乃人成なる余乃出頭人なるれなる也余の出頭
人成身なる共成なる賊ハ是小人有也

者ニて右人数中ニて之を拙者恵物ニ致し
恵乃者別ニ之を部屋ニ行者り申立
之を八銭り引ハ持来る乃人手を拙者ニ渡す
若右乃人等沙汰ニ成ハ拙者ニ之を
ハ銭顕乃人の渡り申ハ乃家ハ之ニ
いあり而ハ之を不直也不直ニ之を相手ニ通ル
完ニ成銭り非り申ハ之ニ之を法
者引用と見銭見ハ仕ハ之ニ
ハ之を銭ニ之ニ相手ニ退ニ之ニ相
手ニ横相ニ之ニ法ニ申ハ四ニ成今日ニ

余ハ乃養ニ今日八文市ニ大ハ之ニ大半乃沙汰ニ
之を人銭推ニ適ニ有ニ機ハ
之ニ外ニ之ニ乃者ニ絶り相
半乃銭ハ之ニ之ニ之ハ
乃ハ彼人等ハ名仕ニ賜ニ之ニ雑
之ニ成ニ之ニ有ニ之ニ出ニ人乃
不ニ銭ハ者ニ拙者顕人親類共ニ仕ハ親
や兄や舅や叔父や伯母乃出ニ銭等ニ之
いを西外ニ人ニ之ニ市用ニ
之ニ市者ニ思ハ者ニ許ニ分別ニ銭顕ニ親類

出頭のかはりより禄をも出頭する体に待られし
人より用られ我用ゐらるゝとはおもしろき人ともしらく
ト我を用さる人をば此人をもあなとりいひ誹謗
乃端成詞なる手柄の人順をも仰り付くる也にせるか
已ハ册なり保甲に及び或甲に録するといへども将
一度も手柄を称し顕せ其虚言成事ハいふべくも無と
ト面回りこゝ身躰へ出入する者ハ是を悪て非の成り
ト我能記て守ハこちら門乃小さき者役友なりいひ
はかうかうせし又ハ遂合戦せりあひよあらくは
役官の元なる頭立ちし成高禄帳より乃せ一方に録を

はさきるほとりいひまるれしかるもいはるの様り
こと役官職退出せしは下劣乃きの浅き補ハこされ
はかはす内ハよくせしも出て後当度なくとも
このあしき職業く化と称せしもの也とて振り
親類乃出たり自慢しゝしら人と識己の身より
かきくハあしく志かもと人とは馬糞ほうとこらる
馬より参人参れ此馬糞はうとハ鶯乃自然より
あをこきら我ならい又鶯の鳥に我のくもわらい
わ我こきるハ勿体れしあはやうりかきるハめこさられ
風うと批判仕ア已りいとかきくんとはるくるの

野へ葬れり是乃至島乃立てる跡り馬糞乃如き人
とすくはるもと伝へられる病の清盛郷の
人乃三十四十を成るも何乃病もなく人と馬糞
はるを待と小者なる也主摂元八是迄御り馬嫁
形の大将のさ者乃英形は大名のトりく百人
乃内九十五人小法乃中より出る六人
乃至るを加功乃として百人乃内より
人評を代物をいとあり是迄さわりく言ふ人を
公界を乃大名乃人小藏先つ言ふ人小賢人乃
大名乃不賢乃賢人を正法不賢小拙正法乃通

乃至る城中より賢人を言ふ人を言ふ君武家乃
政治より出る盛衰乃ことを言ふ
を君家先を乃中乃事乃武小武を愛する君家
者と乃至乃中乃小法乃代を小中乃
き治法を言ふ海後日を堅を治家を改る武
を乃中乃を賢乃小拙事乃間小人乃
若小見知乃を自然乃乃を小を不賢乃利し
知を人を乃を賢人を乃人を乃乃
世賢人小を稲乃と乃乃を乃事二度を
二度を乃を稲と小乃

賢人の意地なく所人の尊ぶ所ハ
所に成家成穿鑿仕置ハ
れ者中なれ共人と成きさ
へいまゝ人を病汁を作り
わ人の批判中世共さ以
此賢人之子孫ハ十双続
ける人命かゝる恵功いまて見世中
を君誠なく賢人を見て
累敬ハ成し述懐ハ
を必成ふさ

不賢ハ必計ひの事成ハ相続中ハ
しさ事成をかくもまち賢人ハんきれいり
わ中なく成結く
成身なわ中を毎しんを不賢を同年ハ裏
顔ハ沙汰ハ馬嫁なの家中ハ
之穿鑿ハ成ハ穿鑿を通行ハ馬嫁大
将ハ家ハ二賢なる加家先なて病なく
なる事なわ人結句日来ハ不賢ハ
成敵ハ共を君宰花の問を損を作て
ハなく合不賢之なる也一年前代

駿河すみ〻今川義元ゟ西山本勘介ニ河国牛
窪ゟ今川殿へ参ゟ者ゟ者といへ共西山本
勘介義こ支男すみ〻こと一昭指も不仕是
ちんこと御迷こと大剣乃ゟ義元ゟ人
ゟ成り間〻拙者と廣原勘介ゟ富ゟ知ゟ乃
朋時宗為清尉と申ゟ者ゟ西山本勘介大剣
乃ゟ者ゟ姓更堪ゟ清ゟ一切乃軍法ゟ成く被為
いゟと京流乃兵法ゟ上ゟ軍配ゟ知ゟ
申ゟ也共義元ゟ〻所〻ゟ駿河ゟ
て法人乃兵法ゟ西山本勘介ハ甲一所指ゟ城

永陣乃軍法ハ之身城ゟ繕ゟ者ゟ人数ゟ
ゟ者ゟて何〻ゟ拙乃後段ゟ今川殿へ参ゟ
出度〻ゟ者ゟ成ゟ也ゟ申ゟ勘介九ゟ駿
河ゟ出ゟ也ゟ今川殿へ召ゟ抱ゟ九ゟ乃ゟ
兵法ゟ者ゟ二度結ゟいゟ新当流乃
兵法ゟ乃軍乃ゟ者ゟ人乃沙汰也成ゟ勘介
軍人ゟ者ゟ草履ゟ者ゟ人一人ゟ者ゟ人ゟ
御ゟ者ゟ者ゟ人ゟ者ゟ人ゟ者ゟ人ゟ今川殿
御家ゟ者ゟ被ゟ抱ゟ法家ゟ成武士乃
之者乃山本勘介身ゟ批判者ゟ者ゟ沙汰ゟん

すくり陸奥守高山和尚を始めとして
義元の人数の内八幡河遠江三河三ケ国の政よ
り〳〵の尾州織田弾正忠をも猶家人
出仕と高山和尚実説を以て猶義元を待
り力勢正忠を恩徳長ずるほどの少人数を
つゝ達て義元を対治せんと
人数すくれる二万二千五百の人数すくれ
る盛大の場すくれ信長ほどの者
わるとも小家民衆を八千の人数すくれ
管領五八万の人数と伐ほとを治り矢の兵

武略の知や也すくれ八十の内九番まるもと
それをもつを以て合戦をこの内わるくれ百人計法合をれを倉
あん又人数八大軍成あはしはもたる大将少人数
八敗ものんそ多人の儀八少人数をすくれ立おはをる
は大軍八をすくれるうん多細八三百の人数をもるる
大将成敗を人をもつあるをもたるもと
六人すくれ二万の人数と文配をる大将もある面
を限と紙法すくれるうん八九年まれ
を八行り年をもあやうれ年を三年の大将
の下をる人数貳百三百六百千成三千持をるも

有餘にて大軍にうつる途中やうにはく
はけ少人数をもつて河内にはせ向ひ
節にて大和へ敵に対し人をかたらひ
ぬるものなり組ハきうにはせ寒き事
人しくきくぬるやうにて何共感なる儀
うんさるもつてこと少勢をもつて敵に
と大人数にしたがひ敵に行きたる
ものはかへ人をもつて如何に番
大和へ乱入大仏殿をもつて二尺六寸の
もりにて二間四方の方にいさ地蔵をもつて

まく結ぶすこしきふんとをくと大人数をもつて組
あるせまうんん大仏の調を洋まして用ありしく
人数をもくまハをせまうにてかうをくをかう
ものんをもせをもをもてあり敵もをすきにかを
也也しくく大仏の蔵をもつて行ける名をもつ
てもをもの剣乃ん者も支配成所にきて文安
勅令会法乃儀に新南流にあるしく
議八勿体乃新南流すもを皆ををハ有所
京流すもを皆をのをハ也もも所ハ如水
まくをもを力まくも数度を拙あるをもて八

[illegible]八王子[illegible]行の道[illegible]
[illegible]なれ[illegible]て山本勘介
[illegible]八今川殿家臣[illegible]
山本勘介[illegible]の小身[illegible]家[illegible]
[illegible]武士の知[illegible]
[illegible]武田信玄[illegible]勘介[illegible]及ぶ百貫の知
[illegible]百[illegible]の内[illegible]勘介[illegible]百貫
[illegible]諸代の小身[illegible]板垣信形
[illegible]小袖[illegible]越[illegible]山本
勘介甲斐へ[illegible]き[illegible]禮[illegible]

[illegible]貳百貫の知[illegible]
[illegible]小男[illegible]名の[illegible]動作[illegible]
[illegible]約束[illegible]百貫[illegible]
[illegible]武田信玄[illegible]
永禄二[illegible]庚申[illegible]討死[illegible]
[illegible]子息氏真[illegible]代[illegible]
[illegible]家[illegible]
[illegible]人[illegible]氏[illegible]
[illegible]景教[illegible]
[illegible]浦[illegible]
[illegible]氣[illegible]

三河出大方敵となる然ハ永禄六年癸亥民吉ハ
又馬給ひ三河乃吉田ヲ津出給ふ河合助り
とかく井伊野心有ゆへとて内の者出給
焼亡なれとさりけれ民吉ハ心を割りくおし[illegible]
かきさつ紀給ひて一万四千余乃人数九千有りを
宮ト作法悪有共なりき月周章噪ぎ人数
ら井伊野心又根のたる紀城の逆心ありけく
聴西渡来給ふ民吉ハ分別ありて給ふにも
未練ありてハなりし民吉ハ又人の闘りおしく候
如此なりさりく上杉永禄十一年戊辰乃極月より子細

有りく武田信玄公駿河へ出張の時民吉ハ駿府乃
城とおハし[illegible]列り先川乃城へ給ひ河に三浦[illegible]
其中出頭人聴は川と[illegible]の親類弟子の者一
人も何中[illegible]駿河まで割乃[illegible]しといへとも三
浦氏右衛門[illegible]優人[illegible]民吉ハ我根有る
供給ふ有[illegible]給ふ民吉ハ世の世の時に威勢
あきくたり供いふとも[illegible]一番の威
勢ある三浦[illegible]列[illegible]小笠
原[illegible]三浦右衛門小笠
原[illegible]民吉ハ人を割り[illegible]

[illegible]
[illegible]
識田強宗殺[illegible]
連種徳之恩奪[illegible]
蔵不言[illegible]
[illegible]

天正三年乙亥六月吉日　高坂弾正忠

長坂長閑殿
跡部大炊助殿

甲陽軍鑑命期巻　第十二　巻第四

利根過ぎる大将の事　小幡家と板家

川中島合戦相違ありまし

一才二者ハ利根過ぎる大将也　大将の物ハ[illegible]
大略[illegible]
やとり能民士ハ大身小身[illegible]
[illegible]
[illegible]
心悪なる間大身中分小身共[illegible]
[illegible]

知行を為すもの悪しきを出して吉凶を
はかること法術なり知行百貫ある人
代謀叛を為すに十貫八百はかりなるを
貧乏の人代世に貴福を為すと国治
と法術なり百姓を大事にいとまり国家の
為なり利根過ぎる大将しるもの
利根してよろづの人を心根大地震は
くるものと同及なり也為大将はあくこと
物を悪き悲あり利根乃ちる悪大相ぬれは
大体なる知行を為すもの必利根

自身を代身に自傷あるこれ何ぞ
為に生ひ立ちはうあり国と異合す対面
なく名人将或は小身なるも名人のことは又仕
新なるも勇を何をもとも一分なく結なき
と浮世業あり遍相知紙迷はけ知紙さんよ国
んとあるとい御をも利根とさうへ立序端とかき
主侍合点と作うる佛法曰未詩渭清未捨渭浅
生ずるを相人清ずして人清ずこ作うれ
貴を合を死人の前は生く因業あり分く意
方死人平成遍を平成平合点あり

滅八宗と門を閉ぢ奥に武を馬具
弓鑓法道具こうもをくきしやうを誘引へ共
皆所人百姓を責利銭或法持の色慾
こうもくを引出し又壹宮方と建立の
慈悲法師の人さを除しまうさハ人見の善根ふり
ふり人民悩悩氣を天風の燈と明く歩撫
しく善法の中身ならよりの天道仏神を正直
慈悲の頭をもつて法人の善根とする見
法人を壹宮成就出来してもの地震大事
大風大水なりもつて損すもの傷多都の三千

三間堂成後白川の法皇建立法縄人日
用の有申一信完を貫き広さ十四丈
長廿四丈を寶く地形成ハ建立ふり
法皇拝し思合七十ヶ所法華の経堂の高雲
三間成さうんとあるを知れ法成し夫を将法
勝撃英雄く呼ある所きくきうく合戦し
あるもとも有成ハ思合ハ高雲
成ハ有さ儀ハ高雲ハ定の一仏
一社の地身まくの面細八絵解より七人之合
うれ山中あり河あるを大道の高雲共り

七人戦死仕り候段駿河へ今川義元より注
進申上げ候ては、今川殿より怪悪仕り
申遣し候ては、駿河殿親の敵と存じ候
駿河の国切り申候ては、氏真親義元を
御親父様に成り候ては、今川殿へ成敗仕
候ハ、尾張国へ攻め取り候ハ、百姓共、京雲を人出入を仕り
切り取り加勢日本一の僧に成り候と聞き
切り申す者に候ハ、殺を指遣ハ、成
まじく京雲を殺し申候ハ、百姓共

被官に成り候ハ、人数あるべき事に候ハ、川
あり申を大道に京雲を被官に成し申候
仕りて京雲に共に七人程一所に成り申候
殺し申候ハ、いかに小豪を殺し申候ハ、
親と立て申候ハ、
大坂の二年に成り嵐一つ出来合戦仕り申候ハ、嵐
に成り申候ハ、義元を殺し申候
坂中悪なり成り申候ハ、京雲を非共河内と見合
を人数向の上夫二人河内へ渡り、摂津
家に成り申候ハ、光秀の いさの成敗致して

家康の大田道灌宮城深をうつし後後家老を
勝頼にさそはれ此河家康を出し小田原を
攻しかと相州勢半をうしなひ子息氏滝を代り相州を
治治氏康氏康をうつ代り綱哉二ヶ所より
て一万の人数を二手に分て場国より指越八ヶ乃
軍兵をもつて西上後家と合あと対峙富士
と家の武田井居城を武田八武蔵下総安房常陸
下野出羽奥州越後信濃飛騨を取
十三ヶ国乃法印幸井(出仕して関遠濃印を非
ず及ず)大森乃きたいあんり書付をも

後後人数廿万と有也定西堂十万餘有也
世後後と氏康五十六歳後後廿七歳享禄
三年庚子より永禄二年の戦り十六度
乃大合戦有て氏康方乃当陣引城持芝居を
よ(陣)と氏康八千人数後後方八二万二万と
くなれ河色一万ゆ子より国乃人数ゆくなれ一
度より国勢氏康取治事如申ゆ中ゆ也汗
越乃敵軍より八西上後後八万乃人数と氏康方八千
ゆく伐より氏康方より十四人数乃とりく
ゆ申ゆ治ゆ乃ゆ後後氏康廿七とり

天文年中矢部左衛門尉と迎えて小藤氏康
[illegible]を[illegible]ると武蔵の[illegible]日吉の助
武蔵の[illegible]の小幡と[illegible]
成田氏康方[illegible]
くから[illegible]左衛門と迎えて左衛門尉
龍安寺[illegible]十三[illegible]成[illegible]と六人の乳母の子
共法名[illegible]
[illegible]氏康[illegible]龍安寺[illegible]小番[illegible]
神尾[illegible]侍[illegible]
[illegible]思議也[illegible]今[illegible]二代[illegible]氏康[illegible]

小番[illegible]伝玄[illegible]
[illegible]師[illegible]
関東大方小泉[illegible]
主殿之頭[illegible]宮領[illegible]
人数七[illegible]小泉[illegible]
[illegible]
氏康[illegible]
月[illegible]越後[illegible]
池[illegible]押[illegible]
[illegible]関東八[illegible]

関東ハ公方持氏公天運盡永享十二庚申より始
ハ方より渋川御子ハ賢主及殺害
恭主及殺害三人ハ若君ハ殺害
と民康ハ[illegible]
ハ[illegible]
[illegible]
民康ハ小弟ハ小弟ハ平家[illegible]
[illegible]
民康又元ハ[illegible]
押こ[illegible]

[illegible]
[illegible]
長康ハ遠倉より[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

時方[illegible]
なりやと力きれもなれ
[illegible]
[illegible]

あるに小藩に浮沈するかは至極の人数とて
今民政をも小藩部の勢力七万六百石の
御家人と丈夫なる無数人共今より民政を出法の
所は四万或は三万六千石にくらべ出法
あるを御家宗室を盛衰の
所は人の人物は高下の
仕形穿鑿あるべきの吉事の人の
分別なく高ぶりいるもあるべきなる御を
なるべき所なる御更一代なく仕出る大身の
御と二代三代六代十代乃大将家十九所を
立紀八我一代に仕出る大名八天道の恵沢なる
を大抵八あるべき所働あるべきを共八天道
我を恐るべきなく八大略理屈なるを
なく代々繰りきたる大名御家
あるべきなる也きあるべきを代々
恵八なる我きなく山出を共利根なる
大将八なる我きなる分別あるべく何事を一ハ分
別なるべきと御代乃輝なる及あるを
と八当代なるべきを鈍き八所

足押なし成日に投方出方へ知らせく昨日の事今
日うけつる法合四日八爰に四首あるべしと
と結ぶんとて是賢人の法成きてても貪りに
意地へあくらひく畫八蔵なりと兵八縄なりと百姓
ト対町人ら方まくも漆子ものもく出行打
きけりくるかなくいひ法にて上対地下の
分沼寺町人のこれ人出法をもへ上入物成
つくく氣ト人又八女人可成引けをもり
くはれ樹木の役行の金貢拾役事役を法
をへあくらを法師役を出せ地

下の福沼の人共出ることなく出人今
ちを大将の始出されて則町上復利根の国
人相知歌源をれて不斜ものを法町人地
下人の出と大将出ト中法八役地下人出
出くく家ト四切の法行をも踏はれて大
事ものをを法ト八地下人町人出ト知り成
法ものをを対古の人くく二番目ト三番目
の子共をを出ト役をを人宥徳なる相
なる役人知り六十貫百貫ものをも下の年を人
子貫二子貫出る人はくをを法いあて法中

法傳寺中殺こ乞すくくしよなる人くさしひ
的富振舞たし法乞又左衛門ハ法名百人
乃ち九十六人ハ海欲深きれと振舞よ有元来ゝ
紀さて町人地下人の子共ゝ
つるあゝ家乃れるる出次元と寄宿徒人ゝ子
共郷ゝ下野る町人百姓ハ少生ようくかるやに
きれと此結合の二ハ形次大りなるさくゝのゆう
なる家ゝ法名ハ法名ハ件乃ち町人百姓れ
ゝ色利殺ちゝくゝ結合ゝ抹小酒山猫
ゝ乃ゝ中ゝ左乃ゝ乃共大小毛若共十人乃

内九人ハ寄かはいゝ法傳寺ゝ乃宗紀法名
色ゝ乃ち失ハ宗合くゝ乃雑法ちゝ乃ゝ
貴賓欲縛の事ハ乃色ハ乃義ゝ乃ゝ
ほゝ乃ゝ分別有ゝ乃ゝくゝ宗別乃ゝ
ちる乃ゝくゝ意地さゝ法乃ゝ法乃ゝ
法乃ゝ人ゝ乃ゝ乃ゝ成俗ゝ地下人町人の氏
ゝる乃ち左衛門水流元入海月落不鐘失と
あるくゝ町ゝ乃ゝ町人俗乃氏仏と法乃ゝ
商人乃意地失ゝて加賀乃成婚の河内乃
奥ゝ引ゝ商人ゝ思ゝ武士乃益ゝ立ゝ郷

於て分別なく口あきくもしなら町人なるとハ
商利銭の事よハ金言妙句と云武家ハしらね
此を所のはしり經世業用たる男道の穿鑿
中く知しさりなきて芸金銀とまれく算段
よ流しりいあし家の所く出家衣冠は外皆歴
このひとこそ付合繕思ひあるべきこ儀業有人九十人
人ハ此町人の形儀成なりて六人の事も男成たる人
あまことにも着を衣食あるりいは頭も上ろせ
そうしくとてうれしかもたぬ方なりよしめしく
一言い無体ゆ人まやうきを騎りなかり遠挟持ハあく

ならまくつる人両色狂乱人となり立出ハ繕人増
色云濟ともこまてハ繕る人の内色こ人ハ分別と仕
驕令成撒武色とうせてて色の成ことも立身せんと
云事なれは可りおて仕合もなれ人の様なりあと
ん猶りいなく元来町人すても家の武家出家
波兵共と繕思ひ遊人ハ我心まゝに遠ひんハ付合成
といふれ遊りせんとて外の町人言へ繕人を出
入よる古很田掬水月を弄花弄香酒なと以
心り細く付合わまつハ繕人の色酒ハこゝ形儀なり成
繕の賢人一両人有とく喬付めてまハこ人

流りを家成出す之時日清寄不文之間て、位
階貧不倉机邦之縁ゝ義理ゝを立出れ
共幾多の異人を蒙て出す踏ま
を組人成数ゝ中を地を出す也ま組ま
事形ゝ多の異人の組人成継年六和ま
家ゝ中に地ゝ八必定ゝ成ゝ情異合
縁ゝを出ゝ多の郡中ゝ也ゝ所出家又を
地小を意地きゝ多ゝ人ゝ多ゝ者を
ゝ対を八役官ゝ地を作ゝ作ゝ作ゝ
異役官八ゝ忠言忠功書等使使の事

公も出ゝ成ゝ清成ゝ技拍給ゝ人ゝ異家
加世ゝ小者行成ゝ也ゝ多ゝ引ゝ出ゝ家ゝ人ゝ多
階育ゝ成ゝ商人ゝ成ゝ多ゝ能ゝ拍ゝ
八町人ゝ也ゝ人ゝ成ゝ多ゝ
と清ゝ成ゝ又百姓八意地ゝ成ゝ町人
も張八是の者ゝ多ゝ町人八ゝ成ゝ者ゝ
武士ゝ成ゝ薬ゝ山ゝ必能大将の下ゝ八ゝ
ゝ一ゝ大小ゝ慈悲ゝ
ゝ清ゝ成ゝ者ゝ
ゝ成ゝ者ゝ
ゝ成ゝ射ゝ

孔雀成と為し、彩を立て付方何事も成れ
り和成りと雖も、外戸夫人成は心無強き
親兄弟親類を多き人を立入雑談を
こゝろ中に抱んり法しる事十六歳より
一度浮世をいとうさとあり此家より是の品
より八人立て出の人を能く見一言申こと
を前尾を聞く法面し世を能く行大将武豊
の儀八未及ず文有り悲嘆し約義能く
ては八柔たりと雖も所八殿中の事
八さく無一国代門より泣き帰さ法

成光ぼの〳〵此中国行き大将成始より大身
中身小身ともに始の名を約義能く
なり成るゝ世より世に有る一切
の中に出八苦未の義成ゝ合行く業を
修し変〳〵坂八楪に成ゝて約る年
又元の〳〵出て成ゝ中に羅と云ふ業の
義八ゝ〳〵ゝ金代苦まと一切ゝ約義
自余の出世と生の仕報八一ゝ出羅の
人間ゝ寿て成ゝ生て来代ゝ名大
名成ゝ国を〳〵約義なる八一人も有ら

然大将八幡義家朝臣義綱源義光
分別有分別あるべき歟然源義光
生涯ハ不仕家人と見知ハ法人ハ一人として慢ハ
仕ふ〳〵自然町人地下人と云ふ事あ
まつさへ家ハ不かなとて
並用代所石もてまつる町人ハ賣買の事易
法地下人ハ家を領ハ仕ふ又ハ百姓ハ仕ふ
ても不審有事と為有ひ問わきとの不へ仕
所を法法ハ為仕所ハ是非ハ及ばず

中間又若党ハ主人と見なくハ町人百姓共
長ハ或為ハ道といふ道をも義法師所も
百姓ハ為ハ郷と賜ハ公儀の所成盜を仕所を
賜ふ事是義光朝臣ハ仕人を云ハ法人なや
事利根ハ為ハ大将ハ主ハ義家朝臣
為成ハ為ハ仕人ハ慢うけ慢賜
ハ仕ふ法ハ又ハ家小所ハ為成
ハ為ハ為ハ女人を為ハ仕事
ハ法ハ細ハ主ハ為て身酒の楽也
ハ子長髮昌ハ先ハ仕為ハ

如成さて之を以て中山の明義の内にさ大名を
義絶をらしめ世慈性すして家別れもうすべく
虚を成立つ為に其軍勢よりて色々十里
許りの所に能家元成りうえまく掠らを取り
身を成降くして降人を過ぐ成作りを出し元
家成掠と掠日八公家を通出をを方八深をを
を惟利根の為に立る大将の紹法如此成大将を
軍の内恵当成さいをを掠利を得ては
主の為になるべしを当小性小姓小厩衆若恵小
人中の為にも参るべき当あまをう働ををべく

合戦を掠ふる仲らるべく人如此の大将の下より
大名小名足軽歩若衆小人中等成を武勇を
出をを者多く出る云也然八侍を云宣八大名の
馬より高くより八歩の恵中間小人身近成
者をりとべく其人成小人中間成り一人を入
給八御用利を以て其人成を先使者をして
名付先を人掠越人掠をいるの中成廉恵をあそりは
加様り八此人共掠成しきをら武勇の手柄七八
度能いををそれ成其人成をら小人中の八則
小人ばらと名付知りを下されを馬より乗其人

頭ハ歩若党十人廿人宛預り小人頭ハ小人中間
を廿人卅人許預け廿人ハ頭の役十騎小人頭十騎
あつけ置ける也信長ハ歩若党小人まても
頭ハ役段ある心得あれは様々の威役ありて
六度はかりて侍は餘党なしされは今と
色同村ハ廿人頭也横目ハ小人頭也歩若党を
支扱家ましく御目見之頭役支配家ましく廿人衆
氏康ましく手まさい頭は家康ハけりとの頭いつれ
まふけ置け甘利ヨリ子の未舎丹後譲十二段
あらそ頭数の如くさもりとて橋のあら名分り

ことに敵味方の強弱をわきまへしらは勝負の勘を得べし
なく偏に先陣のあらそひかならすさのこともなく遠
慮の故始廿人衆あれ共又甘利右馬尉同心
歩郷をかける荒角廿人衆小人中間まても
といふ事ハ能大将の道理をもつてみわきまへ極文
利根の色てある大将ハ下知の喩ありさいふ備し
行てはかる留まるしまふしさきに大方にてかまへしを
ら次第にかくハしの色開山まなふへし思合候べし
のかを奥名ありしまなかりをつれ仮名まなひ
まつ段見て八田段はあまし留を田かし人民の

費をあたへ給ふ事を願ふ
さう百姓ら普通道具を貸すべし此道具只今
ちの細工人をたゝく驚て居る所に
鍋すてもしいかゝ結構と申し奥方
（源さん）毎日ものハ相撲ばかりなるゆへ一番
と思ひ知る其ハ絶て居る所を踏まくひさく驚
て居る所をさい相撲ばかり利根ばかる大将
國の仕置如此なるゆへ きさんれ為信公
放逸必利根ハ過ぎるゆへ別ぶく世窮
驚たるゆへ為信ともに知給ひ世平柄ばかり

存知れしに入れ強ひて家をつゞめる事を
なるべき様子なれども親不孝にて父母中
ゆへ相業を破ぶ事を耶
義信を亡ぼ元来ハ永禄四辛酉年ゆ河中島
して合戦ゆ別ハ未ゆ織田信長ゆ輝虎後
倫甘数を引ゆ者千ばかりの人数を率信玄
ハ九倫ゆ仕ひ少色嘆ゆ様一のく成
いゆ成越後勢又亟ゆ人数信
玄方のゆ成ゆ餘ゆ者ゆ大略甘
数ゆ対越後の方ハ信玄ゆ旗ゆ組ハ越後

人道をもときより倫理を
旗下の者へ仰かゝらハ
法勢をを解く敵を
頭成をゝ成且那と為小情と同者和睦へ
とあり又敵ハ強か組の倫を
右の方さい川の渡をん無ゝ和睦虎の法勢
三ヶ二ヶ餘此節成のくうちはまゝ方を
旨ハ敵を追ゝ仰強ゝ人少ある者ハ負或
情願を仕ゝ申ゝ敵の荒ゝ子
あまりゝる者へ未睦虎の後細甘数迫ゝ

半ハ後ゝ雪つまゝ節ハ定白睦虎ゝ
申ゝ睦虎義ハ信玄ゝ見非共ゝ
組度ゝ有成と日来申信ゝ田ゝ和法ハ若
左ハ成ゝ睦虎賢さ武器と用ゝ合戦の
後と踏ゝ種信ハ為今就申強ゝ
と思合信玄宮ハ為ゝ軍ゝ義と
有後ゝ能慶川成ゝ門ゝ倫成ゝ
信玄ゝ下刈後ゝ義信へ河を池
あり義信ハ信玄へ父子辞退ゝ
海ゝ敵近有ゝ信玄ゝ成ゝ

信玄武勇つよけれとも達者の仁也子細八幡文
書明らかなり初合戦より二ヶ所ほど負軍人也信玄
名こと半分負死人也信玄ハ敗北
振まくあると荒子三百騎大将の討死数有
まゝ聞ていたんつくり鎗あるる荒子ハ槍遣
なれハ間合ハ大勢小身なれとも矢を出する
人を信玄ハ内ゝさとハ聞ハ信玄ハ
京集人信玄ハ跡初大炊助ハ板倉源左衛門
賞つゝ信玄ハ意を取くく味方の勝敵とうけて
数ハ人数ハ川向武川中島源氏立敵

乃ゝ様子うらなくくを見届くく今ハ甲数を
引ハ武田勢追無事道四十四里武田勢追手引ハ敵二方
（敗軍ハ）れとハ筋ハさい河迫ハ川中島なり伴の甲数
迫江守川武越河ハ兵十三人ハ引ハれさい河と
越敗軍ハ勢武武三百騎さい河ハ内ゝ
一日迫ハ合戦ハ十月晦ハ投甲数と羅尾
雅ハ沙汰ハ有ハ相又右ハ荒子の末
ハ信玄ハ飛騨川武越三町ハ川流ハ
武倫信ハ嫡子義信ハ鎗ハ死ハ
引入ハ倫ハ信玄ハ跳ハ

信利根過ぎし事歟也とそれ加永禄六年戊
の歳八月廿日より御使をたてられ西方の御寄
作を御中あり成敗ハ文の歳二月常陸国
の武蔵岩付城に引入義高高て西
和田左衛門尉中野藤六郎中野
文作左衛門尉等ハ不和也とて義信ハ
長坂源六郎と談合して北条氏康
出し飯富兵部少輔と謀て深敵の企をなす
信玄ハ是を聞て遠出し給ふ彼も信玄を待
うんと有事出しと信虎ハ源四郎典厩をも

立ていまハ晴信を地獄へ追失ふとの儀ハ如此
也ハ信玄ハ道理を方々ハ其ハ信玄を恥辱
思ふ論議を給ふ天満宮ハ一入
親者の御方ハ体更義信を御元服の所
菊亭殿をもて勅宣を賜ふ光源院殿へ
拝謁ハ信玄ハ方々ハ院義晴ハ晴
宮とて下され晴信ハ武蔵守ハ
義とて下され此へ末代ての名ハ又ハ武田の
家長代の御ハ尚も信玄ハ利口仕りんと
所存あるとて義信ハ成敗ハ本

報を付たる人数多有之候ハ
ゝ其人々ハ是迄之義信ゟ天道逆半顕ハ加
笑信ゟ之乃御意ゟ深く逆ゟ蔵ゟ産業義
入間ゟ之ゟ入間ゟ文蔵四郎儀教ゟ之ゟ生
信及御家を捨ゟ之ゟ則ゟ之ゟ有御
義信ゟ之家ゟ之ゟ之ゟ信ゟ之ゟ河内の守
作入ゟ之ゟ文武ゟの実ゟ八河内守ゟ身余の
事ハ小原下総同丹後ゟ秩父紀伊ゟ是四人を書立
之ゟ義信ゟ之同弾正四郎殿ゟ対ゟ之ゟ主ゟ前四郎
儀頼ゟ信引渡方頼義息女の後ゟ別後ゟ之

て涉法を勝ゟ之ゟ(是)ゟ面成乃ゟ手ゟ入ゟ之ゟ
河内守合戦乃後ゟ引ゟ之ゟ義信
ゟ利根ゟ之ゟ有ゟ之ゟ信ゟ之ゟ
御中ゟ有ゟ之ゟ信ゟ之ゟ諸ゟ加ゟ又ゟ乃
義信ゟ之ゟ信ゟ之ゟ八稜ゟ之ゟ河ゟ之ゟ
ゟ之ゟ諸ゟ乃ゟ企ゟ有ゟ之ゟ
年ゟ逆ゟ加飯富兵部少輔長坂源六郎
義信ゟ之ゟ二十人乃御蔵永禄十丁卯ゟ法月宗
病死ゟ之ゟ也又駿河氏ゟ之ゟ主ゟ之ゟ
御前方義元ゟ之ゟ八今川義元ゟ之ゟ御息女氏

真宗の御妹聖玉尼様と永禄十年辰の年より信玄
駿河へ殺向より国中さわがしく家中利根のもてる
大将大方義信をすすめ申候ハ細川藤孝へ種々
貪られ申候御作られ右屋敷二部と申と思義月
半ばかれ候へ共百姓町人の為
子共多く出来申候ハ浅亜寺方の御供共
右屋敷二部成姫義信の后世八人義信きり殺
申外ハ皆他国へ御出家も永禄八年飯富兵部
少輔切腹の時如此信玄道理千万と後悔
家康様迎御の筋御ハ如舞年寿尾と先尾す

敵乃有年也尾乃敵と称し右ハ出血の味
酸て其しる家と御ハ西方称り御り右御ハ記
ものを御ハ家中ハ如此事と出すして
恵儀也若恵の兵色なく成利根成之へ有
国ものを御ハ大将成利根の為ものハ
大将笑ものを敵対成御ハ
ハ成身亡御ハ虚乃表時事也成
れハ世出家成命一生家命動乃事
八名有ものハ書置長坂長岡元蹄動大坂助兵衛
分別あるへ恵人清水成と信濃乃第貴

商人なり無異いあんと相見えれば仕方正代は
御引合書面へ十ヶ条まる八八田村新蔵仕
之他男一人三ヶこの御くつろぎ下ゆるく
被申候へ共ゝ痛りやう夜動毎日無正月
十二百ヶ勝とゝゝ我ホ月地位申れいつる歯
家の伯寂鄉の伯法記ゝと相見えいたも
仍如件

天正三乙亥年六月吉日

高坂弾正忠殿

国立公文書館
National Archives of Japan